

令和 5 年 4 月 24 日

居宅介護支援事業所 各位

介護予防支援事業所 各位

市川市介護保険課長

要介護認定有効期間の半数を超える短期入所の利用に係る報告書の提出について

平素より本市の介護保険事業の運営にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、国の通知等により、保険給付対象となる（介護予防）短期入所生活介護又は（介護予防）短期入所療養介護の利用は、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。要介護認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用が予想される場合、各事業所から市川市に対し「短期入所サービス利用半数超え報告書」をご提出いただいておりますが、提出がなされない事例が確認されたため、改めて下記のとおり、同報告書の提出についてお知らせいたします。

記

①提出書類

短期入所サービス利用半数超え報告書

※必要に応じて、聞き取りや追加の資料提出を依頼することがあります。

②提出期限

短期入所サービス利用日数（自費利用日は除く）が要介護認定有効期間の半数を超える予定の前月末まで

③提出先・提出方法

第一庁舎または郵送（介護保険課資格給付グループ）

④国の通知等

- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生省令第 37 号）
- ・市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- ・市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

問い合わせ先：介護保険課 資格給付グループ

電話：047-712-8541

【 Q&A 】

Q. 短期入所サービスが特に必要と認められる場合とは？

A. 以下の場合が例として挙げられます。

- ①認知症等で、同居の家族等による介護が困難と判断できる場合
- ②同居の家族等が高齢、疾病、就労等により在宅で十分な介護を受けられない場合
- ③要介護認定者等の心身の状態が悪化したことにより、在宅生活が困難であると客観的に判断できる場合
- ④施設入所を申し込んでいるが現在待機状態にある場合
- ⑤その他やむを得ない事情により、居宅において十分な介護を受けることが困難である場合

Q. 要介護認定有効期間の半数とは何日間か？

A. 下記を目安にしてください。

認定有効期間	累計利用日数
6 か月	90 日
12 か月	180 日
24 か月	360 日
36 か月	540 日
48 か月	720 日

※利用者が全額自己負担した短期入所サービスの日数は、上記の累計日数に含めません。

Q. 急遽、短期入所サービス利用日数が認定有効期間の半数を超える見込みとなった場合は？

A. 短期入所サービス利用日数が要介護認定有効期間の半数を超えることが把握された時点で、速やかに書類を提出してください。

Q. 更新申請等による次期要介護認定有効期間の半数を超えて短期入所サービスを利用する場合、過去に一度提出していても、再提出は必要か？

A. 次期要介護認定有効期間において、同様に半数を超えて短期入所サービスを利用する場合は、再度、報告書を提出してください。